

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「新たな価値を創造し提供し続ける」企業となることを目指し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、当社に適したコーポレート・ガバナンス体制の構築・整備に取り組んでおります。

かかる目的を達成するため、当社は継続して経営の透明性・公正性の確保、経営の迅速化に努め、コーポレート・ガバナンスの整備・強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Enterprise Services LLC	13,973,000	53.66
安岡 彰一	1,082,146	4.15
ジャパンシステム社員持株会	611,567	2.34
佐々木 雄也	236,500	0.90
S M B C 日興証券株式会社	193,400	0.74
山下 良久	192,300	0.73
中野 進	183,000	0.70
楽天証券株式会社	155,300	0.59
安岡 孝文	124,784	0.47
樋口 英理子	124,784	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

Enterprise Services LLC (未上場)-直接保有
DXC Technology Company (ニューヨーク証券取引所上場)-間接保有 (上場:海外)
(コード) ——

補足説明

上記【大株主の状況】は、直近の株主名簿(2019年12月31日現在)に基づき記載しておりますが、当社は、間接保有により当社株式の53.66%を所有する最終的な親会社であるDXC Technology Companyより、2019年3月31日付で当社株式の直接的な所有権をEnterprise Services LLCからEDS World Corporation (Netherlands) LLCに移転した旨の報告を受けております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社であるDXC及びその他DXCグループと取引等を行う場合には、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件・市場価格等を勘案し、公正かつ適切な取引とすることとしております。

現在当社は、親会社であるDXCの日本法人(DXC テクノロジー・ジャパン合同会社及びDXC テクノロジー・ジャパン株式会社)からソフトウェアの開発業務等を請け負っておりますが、上記方針に基づき、公正かつ適切な取引を行っております。なお、当社売上全体に対するDXC日本法人との取引割合は1割未満です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社であるDXCは、間接所有により当社株式の53.66%(議決権比率53.68%)を所有しております。

また当社の取締役9名のうち5名を、DXCの日本法人(DXC テクノロジー・ジャパン合同会社及びDXC テクノロジー・ジャパン株式会社)から選任しております。

このように、当社とDXC及びDXCグループとの間には、資本及び人的な関係がありますが、当社の経営判断は、社外取締役3名を含む取締役会で合意の上決定されており、経営の独立性・自主性は確保されているものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
品川 広志	弁護士											
龍田 有理	公認会計士											
川野 喜一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
品川 広志	○	○	――	弁護士としての豊富な経験と実績、企業法務に関する専門的な知識を、当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、選任しております。
龍田 有理	○	○	――	公認会計士としての豊富な経験と実績、財務会計に関する専門的な知識を、当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、選任しております。
川野 喜一	○	○	――	情報システム業における長年の事業経験と実績、企業経営者としての豊富な経験と知識を、当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて指名することとしております。また、指名された使用人は取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとし、当該期間中の人事考課、異動、懲戒等については、事前に監査等委員会の同意を得たうえで実施することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新	
監査等委員会は、取締役3名(全員が社外取締役)により構成されております。各監査等委員は取締役会への出席、重要書類の閲覧や代表取締役社長との意見交換会、主要な事業所の往査等により経営の監査・監督を行っており、内部監査部門及び会計監査人と連携を図りながら公正な監査を行う体制を整えております。また、内部監査部門は代表取締役社長直轄の独立した組織である内部監査室が、内部監査規程及び内部監査計画に基づき監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告することとしております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり							
任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取 締役

補足説明 更新
報酬委員会は、取締役報酬制度の設計及び同制度に基づく報酬案の決定機関として位置付けており、取締役報酬制度の決定及び取締役報酬額の決定は取締役会の決議によるものとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬は、定額報酬に業績連動及び株価連動をインセンティブとして加えた体系としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年12月期に係る取締役の報酬について、報酬等の総額を取締役の区分により開示しております。(有価証券報告書)
取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)の報酬等の総額 22,685千円(支給人員3名)
監査等委員である取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額 0千円(支給人員0名)
社外取締役の報酬等の総額 16,200千円(支給人員3名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(役員報酬の基本方針及び体系・構成)

取締役(監査等委員を除く)の報酬は、2016年3月30日開催の第47期定時株主総会における決議に基づき、年額250百万円(ただし、使用人分給とは含まない。)の報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

取締役のうち業務執行取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬及び株価連動報酬から構成されています。基本報酬は、取締役と使用人や取締役間のバランス、世間水準等を考慮した上で、報酬の下限として決定しております。

変動報酬である業績連動報酬は、当社の単年度売上高及び営業利益の目標達成率を指標とし、基本報酬の40%を上限として設定しております。

また、株価連動報酬は、年平均株価の伸び率を指標として、基本報酬の13%を上限として設定しております。

なお、変動報酬は、期初に設定された目標値を基準に当該年度の実績を評価した上で翌年の報酬に反映することとしており、これらの基本方針に基づき、取締役会の決議によって決定いたします。

変動報酬の指標として、売上高及び営業利益の達成率及び株価の伸び率を選択している理由は、業績や株価に対する意識を高め、インセンティブとして機能することを期待しているためです。

業務執行取締役以外の取締役の報酬は、その職務内容に鑑み固定報酬のみを支給しており、取締役と使用人や取締役間のバランス、世間水準等を考慮して決定しております。

取締役(監査等委員)の報酬は、2016年3月30日開催の第47期定時株主総会における決議に基づき、年額25百万円の報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、取締役会事務局(総務部)が資料の事前送付を行うとともに、重要な案件については個別に担当者から事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、経営の透明性・公正性を確保した迅速な経営を目指し、監査等委員会設置会社制度を採用したコーポレート・ガバナンス体制を整備しております。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員を除く)6名と監査等委員である取締役3名(全員が社外取締役)の合計9名で構成され、毎月1回の開催を原則とし、経営に関する方針や重要な業務執行についての意思決定、業務執行の監督を行っております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(全員が社外取締役)で構成され、毎月1回の開催を原則とし、経営や業務執行の監査・監督に関する報告・議論を行っております。

また、各監査等委員である取締役は、取締役会はじめ重要な会議への出席や会計監査人並びに業務執行取締役等からの報告を通じ、法務や会計、経営や情報システムに関するそれぞれの専門的知見や経験を生かして、経営や業務執行の監査・監督を行っております。

(3)経営会議

取締役会により選ばれた取締役と執行役員で構成され、隔週開催の会議において、経営・事業戦略の企画立案や事業計画の実行管理、取締役会付議事項の事前審議等を行っております。

(4)会計監査人

監査法人ハイビスカスを会計監査人に選定し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。2019年12月期における会計監査業務を執行した公認会計士(指定社員業務執行社員)は阿部海輔氏、森崎恆平氏の2名であり、また監査業務に係る補助者は公認会計士12名、その他2名です。なお、同会計監査人の継続監査年数は2020年3月現在で2年です。

なお、当社は業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう、業務執行取締役を除く取締役との間で責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、独立かつ客観的な立場から経営の監督を行う社外取締役を3名選任し、その専門的な知見や経験を経営の意思決定に活かしていただけるよう監査等委員会設置会社制度を採用したコーポレート・ガバナンス体制を整備しています。

また、戦略・企画機能の強化、経営の迅速化を目的として経営会議を設置し、同会議において経営・事業戦略の企画立案や取締役会付議事項の事前審議、事業計画の実行管理を行うことで、取締役会においてより本質的な議論がなされるよう努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を採用しております。
その他	株主総会招集通知を、発送日前日から当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他適時開示資料のほか、決算説明資料(半期毎)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動憲章及び行動規範を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全社においてISO14001を取得し、環境への負荷に配慮した事業活動を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■ 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 取締役は、当社及び当社子会社が共有すべきルールや考え方を表した「JS Way」を通じて、企業倫理を確立し、並びに取締役及び使用人による法令・定款・社内規程の順守の確保を目的として制定した「行動規範」を率先垂範するとともに、その順守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図る。
- (2) コンプライアンスの推進について、実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とし、社外弁護士も参加するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。また、事務局としてコンプライアンス・リスク管理事務局を設置する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会委員長は、コンプライアンスを社内に着実に定着させていくための仕組み「コンプライアンスプログラム」を通じて全社的なコンプライアンス推進体制の整備・運用に努める。
- (4) コンプライアンス・リスク管理委員会は当社の事業活動または取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに社内及び社外に設置する窓口に通報・相談するシステムとして、「コンプライアンスヘルプライン」を整備する。
- (5) コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンスの周知徹底及び推進のための教育・研修を実施する。
- (6) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
- (7) コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンスに関わる事項を審議し、審議結果を取締役に適宜報告する。
- (8) 取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組む。

■ 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）管理責任者を委員長としたISMS委員会を設置し、文書管理規程及びISMSに基づき、保存及び管理を行う。
- (2) 情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備・運用する。

■ 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- (1) リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とし、社外弁護士も参加するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。また、事務局としてコンプライアンス・リスク管理事務局を設置する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。
- (3) 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- (4) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理の周知徹底及び推進のための教育・研修を実施する。
- (5) 内部監査室は、リスク管理の状況を監査する。
- (6) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理の状況等に関わる事項を審議し、審議結果を取締役に適宜報告する。

■ 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 取締役会は、執行役員に対して職務権限に関する規程に基づき適切な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、業務執行状況の報告及び経営上の重要事項の決定を行う。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (3) 執行役員は、取締役会で定めた経営計画及び予算に基づき効率的な職務執行を行う。

■ 5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- 「親会社に対する対応」
- (1) 経営の独立性を保ちつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
 - (2) 当社のコンプライアンス・リスク管理委員会は、常に親会社のコンプライアンス担当部門と連携をとれるよう体制を整備する。
 - (3) 親会社との取引については、法令に従い、必要に応じて取締役会において報告及び審議を行う。

「子会社に対する対応」

 - (1) 子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、当社のコンプライアンス・リスク管理委員会が「コンプライアンスプログラム」を通じて子会社を含めたコンプライアンスの推進体制の整備・運用に努めるとともに、周知徹底及び推進のための教育・研修を実施する。
 - (2) 子会社を含めた「コンプライアンスヘルプライン」を整備する。
 - (3) 経営管理については、子会社の経営意思を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行うことを定め、子会社からの適切な報告体制を確保する。
 - (4) 内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の取締役に報告する。
 - (5) 子会社の監査役と情報交換の場を定期的に設ける。

■ 6. 財務報告の適正性を確保するための体制について

財務報告の適正性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の単体及び連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

■ 7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項について

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて指名する。
- (2) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中、指名された使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとし、当該期間中の人事考課、異動、懲戒等については、事前に監査等委員会の同意を得る。

■ 8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- (1) 当社並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社並びに子会社に対して著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員会が選定する監査等委員は、当社並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求め、また、業務執行に関する重要な書類の提示を求めることができる。
- (3) 監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (4) 監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席することができる。

■ 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- (1) 代表取締役社長は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るための定期的な会合をもつこととする。
- (2) 内部監査室は、内部監査の計画及び結果の報告を、監査等委員会に対しても、定期的及び必要に応じて臨時に行って、相互の連携を図る。
- (3) 監査等委員会が必要に応じて、会社の顧問弁護士とは別の弁護士、その他外部の専門家に相談ができる体制を確保する。
- (4) 監査等委員がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力との関係を遮断し、これら勢力や団体に関しては毅然たる態度で対応する方針です。

当社の行動憲章及び行動規範において、次のとおり定め、これら勢力や団体との接触を未然に回避するとともに、反社会的勢力からの接触があった場合には、総務部を担当窓口として、必要に応じ所轄警察署、顧問弁護士らと連携をとりながら対応致します。

・行動憲章(抜粋)

社会との関係: わたしたちは、社会から疑惑や不信を招くことがないように、反社会的勢力及び団体とは毅然とした態度を示し、これらを排除する姿勢を貫きます。

・行動規範(抜粋)

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として一切の関係を遮断します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[当社の適時開示体制の概要]

当社は、東京証券取引所(JASDAQスタンダード)の定める諸規則、その他関係法令及び社内規程に従い、会社の決定事実あるいは発生事実に関する情報、決算に関する情報、その他重要な情報であって、投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす情報(以下、重要な会社情報という。)の適時開示に努めております。

当社の重要な会社情報は、情報取扱責任者の指揮の下、各部門責任者を通じ、総務部にて会社情報の集約・管理を行っております。情報取扱責任者を中心として開示の要否の検討を行った上で、開示が必要な場合には、開示担当部門の責任者である総務部長を中心に、関係部門と協力して資料を作成し、取締役会あるいは代表取締役社長の承認を得た上で、速やかに開示するよう努めております。

